旧「スポーツ少年団認定員」保有者向け

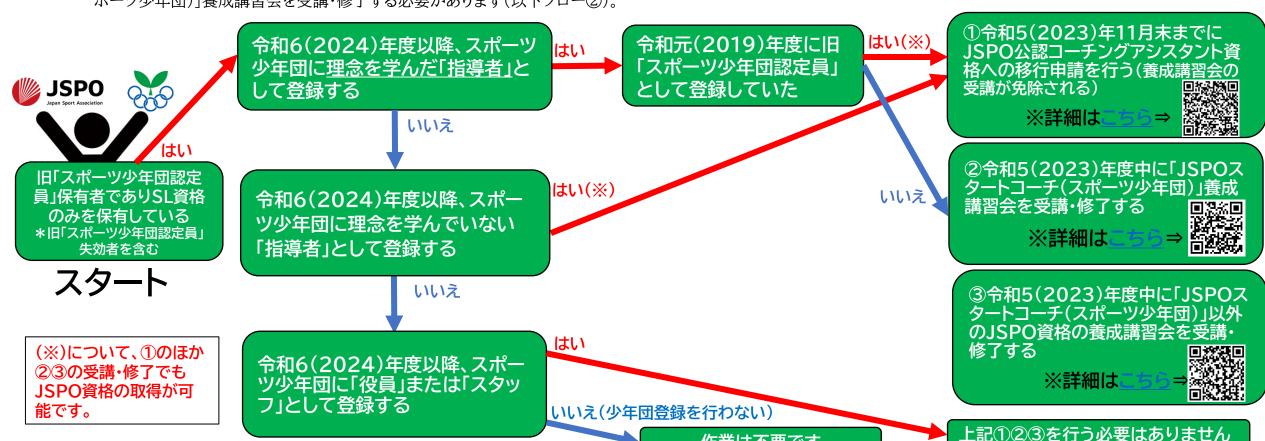
令和6(2024)年度以降もスポーツ少年団に「指導者」として登録を希望される方へ

令和2(2020)年度に行ったスポーツ少年団指導者制度の改定(※詳細はこちら)により、スポーツ少年団に「指導者」として登録するためには、「JSPO公認 スポーツリーダー」資格(以下「SL資格」という。)を除くJSPO公認スポーツ指導者資格(以下「JSPO資格」という。)の保有が義務付けられています。

このため、旧「スポーツ少年団認定員」保有者でありSL資格のみを保有している方のうち、令和6(2024)年度以降もスポーツ少年団に「指導者」として登録 する方は、令和5(2023)年度中にJSPO資格(SL資格を除く)へ移行(取得)していただく必要があります。

該当する方は、以下フローをご参照の上、JSPO 資格への移行(取得)をお願いいたします。

【注意点】■すでに、JSPO資格(JFAまたはJBA公認C級コーチライセンス以上の資格を含む)をお持ちの方は、JSPO資格へ移行(取得)していただく必要はありません。 ■このフローに基づきJSPO資格へ移行(取得)していただいた場合でも、令和元(2019)年度のスポーツ少年団登録において旧「スポーツ少年団認定員」登録者ではなかった場合、スポーツ少年団に理念を学んでいない「指導者」としての登録となります。スポーツ少年団の理念を学んだ「指導者」として登録したい場合、「JSPOスタートコーチ(スポーツ少年団)」養成講習会を受講・修了する必要があります(以下フロー②)。



作業は不要です